

ウ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表 10：地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位：ha、比率%)

地域区分		特 別 地 域												普通地域 (陸域)			合 計 (陸域)			海域公園地区
地種区分		特別保護地区			第 1 種			第 2 種			第 3 種									
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	
新 潟 県	土地所有別面積	1,181	0	0	4,036	0	0	7,427	0	0	2,219	0	0	9,596	470	1,576	24,458	470	1,576	
	地種区分別面積	1,181			4,036			7,427			2,219			11,642			26,504			
	地域地区別面積				13,681															
	地域別面積	14,862																		
長 野 県	土地所有別面積	594	0	0	2,004	0	0	2,421	0	0	0	0	0	1,729	0	0	6,748	0	0	0
	地種区分別面積	594			2,004			2,421			0			1,729			6,748			
	地域地区別面積				4,425															
	地域別面積	5,019																		
合 計	土地所有別面積	1,775	0	0	6,040	0	0	9,847	0	0	2,219	0	0	11,325	470	1,576	31,206	470	1,576	0
	地種区 分別 面積 (比率)	1,775 (5.3)			6,040 (18.2)			9,847 (29.6)			2,219 (6.7)			13,371 (40.2)			33,252 (100.0)			
	地域別 区別 面積 (比率)				18,106 (54.5)															
	地 域 別 面積 (比率)	19,881 (59.8)																		

※合計が端数処理の関係で一致しない。

(表 11：地域地区別市町村別面積総括表)

(単位：ha)

			現行						変更後								増減			
地域区分			特 別 地 域					普通地域 (陸域)	合計 (陸域)	合計 (海域)	特 別 地 域					普通地域 (陸域)	合計 (陸域)	合計 (海域)	合計 (陸域)	合計 (海域)
市町村名			特保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小計				特保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小計					
新潟県	十日町市		0	1,782			1,782	381	2,163	0	0	1,252	570	0	1,822	341	2,163	0	0	0
	南魚沼市		0	210			210	0	210	0	0	0	210	0	210	0	210	0	0	0
	南魚沼郡	湯沢町	1,181	5,935			7,116	16,193	23,309	0	1,181	2,784	6,038	2,219	12,221	11,088	23,309	0	0	0
	中魚沼郡	津南町	0	608			608	213	821	0	0	0	608	0	608	213	821	0	0	0
小計			1,181	8,536			9,717	16,787	26,504	0	1,181	4,036	7,427	2,219	14,862	11,642	26,504	0	0	0
長野県	下水内郡	栄村	594	952			1,546	5,202	6,748	0	594	2,004	2,421	0	5,019	1,729	6,748	0	0	0
小計			594	952			1,546	5,202	6,748	0	594	2,004	2,421	0	5,019	1,729	6,748	0	0	0
合計			1,775	9,488			11,263	21,989	33,252	0	1,775	6,040	9,847	2,219	19,881	13,371	33,252	0	0	0

※ 変更前の特別地域（第 1 種、第 2 種、第 3 種）の面積は、地種区分未了の特別地域を指す。

※ 合計が端数処理の関係で一致しない。

※ 今回 GIS 等により精査した結果、改めて正確な面積を指定するもの。公園区域の変更はない。

4 事業計画の変更内容

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表 12：単独施設追加表)

番号	種 類	位 置	整 備 方 針	告示年月日
1	避難小屋	新潟県南魚沼市（清水峠）	谷川連峰縦走登山の避難小屋として整備する。	新規
3	園地	新潟県南魚沼郡湯沢町（かぐら）	かぐら周辺の園地として整備する。	新規
4	宿舎	新潟県南魚沼郡湯沢町（かぐら）	かぐら周辺の宿舎として整備する。	新規
5	野営場	新潟県南魚沼郡湯沢町（かぐら）	かぐら周辺の野営場として整備する。	新規
9	野営場	新潟県南魚沼郡湯沢町及び長野県下水内郡栄村（苗場山）	苗場山における野営場として整備する。	新規
10	避難小屋	新潟県南魚沼郡湯沢町（毛渡乗越）	谷川連峰縦走登山の避難小屋として整備する。	新規
12	避難小屋	長野県下水内郡栄村（渋沢）	切明～野反湖間歩道の避難小屋として整備する。	新規

次の単独施設を削除する。

(表 13 : 単独施設削除表)

番号※	種 類	位 置	告示年月日	理 由
	宿舎	新潟県十日町市（小出鉱泉）	昭和 27 年 10 月 9 日	公園利用上の必要性に乏しく、今後公園事業として整備する見込みもないため。
	園地	新潟県十日町市（清津峡）	昭和 27 年 10 月 9 日	公園利用上の必要性に乏しく、今後公園事業として整備する見込みもないため。
	園地	新潟県南魚沼郡湯沢町（高津倉山肩）	昭和 27 年 10 月 9 日	公園利用上の必要性に乏しく、今後公園事業として整備する見込みもないため。
	園地	新潟県南魚沼郡湯沢町（大峰山）	昭和 38 年 11 月 29 日	公園利用上の必要性に乏しく、今後公園事業として整備する見込みもないため。
	園地	新潟県南魚沼郡湯沢町（芝原峠）	昭和 27 年 10 月 9 日	公園利用上の必要性に乏しく、今後公園事業として整備する見込みもないため。
	宿舎	新潟県南魚沼郡湯沢町（外川小屋）	昭和 27 年 10 月 9 日	公園利用上の必要性に乏しく、今後公園事業として整備する見込みもないため。
	園地	長野県下水内郡栄村及び新潟県南魚沼郡湯沢町（苗場山）	昭和 48 年 2 月 2 日	公園利用上の必要性に乏しく、今後公園事業として整備する見込みもないため。
	園地	新潟県南魚沼郡湯沢町（元橋）	昭和 27 年 10 月 9 日	公園利用上の必要性に乏しく、今後公園事業として整備する見込みもないため。
	宿舎	新潟県南魚沼郡湯沢町（毛渡乗越）	昭和 27 年 10 月 9 日	利用実態を踏まえ、避難小屋計画に振り替える。

※既設計画番号が不明なため、単独施設の削除番号なし

次の単独施設を次のとおり変更する。

(表 14：単独施設変更表)

現 行					新 規			理 由
番号※	種 類	位 置	整備方針	告示年月日	番号	位置	整備方針	
	スキー場	新潟県南魚沼郡湯沢町（苗場山麓）	苗場山麓におけるスキー場として整備する。	昭和 44 年 2 月 28 日	6	新潟県南魚沼郡湯沢町（かぐら・みつまた）	かぐら・みつまたエリアにおけるスキー場として整備する。	施設が所在する地名の実態に合わせて変更する。

※既設計画番号が不明なため、現行の番号なし

- (イ) 道路
- a 車道

次の車道を次のとおり変更する。

(表 15：道路（車道）変更表)

現 行					新 規					理由
番号※	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	
	三国峠線	起点－群馬県利根郡みなかみ町 (国立公園境界) 終点－新潟県南魚沼郡湯沢町 (芝原峠・国立公園境界)	三国峠、 浅貝、元橋、 八木沢	昭和 27 年 10 月 9 日	1	三国峠線 (苗場)	起点－新潟県南魚沼郡湯沢町 (芝原峠・国立公園境界) 終点－新潟県南魚沼郡湯沢町 (三国)	八木沢、元 橋、浅貝、三 国峠	芝原峠から三国へ至る車道と して整備する。 (備考) 三国峠線は芝原峠～ 永井の路線であり、三国で谷 川地域と苗場地域に分かれて いる。	利用の実態を踏まえ、 起終点を整理する。

※既設計画番号が不明なため、現行の番号なし

b 歩道

次の歩道を追加する。

(表 16：道路（歩道）追加表)

番 号	路 線 名	区 間	主要経過地	整備方針	告示年月日
3	七ツ小屋山大源太山線	起点－新潟県南魚沼郡湯沢町（大源太山・国立公園境界） 終点－新潟県南魚沼郡湯沢町（七ツ小屋山）		大源太山から七ツ小屋山に至る登山道として整備する。	新規
4	謙信ゆかりの道線	起点－新潟県南魚沼郡湯沢町（土樽東・国立公園境界） 終点－新潟県南魚沼郡湯沢町（土樽東・歩道合流点）		土樽東から谷川朝日縦走線道路（歩道）合流点に至る登山道として整備する。	新規
9	吾策新道線	起点－新潟県南魚沼郡湯沢町（万太郎尾根・国立公園境界） 終点－新潟県南魚沼郡湯沢町（万太郎山）		万太郎尾根から万太郎山へ至る登山道として整備する。	新規
10	平標新道線	起点－新潟県南魚沼郡湯沢町（土樽西・国立公園境界） 終点－新潟県南魚沼郡湯沢町（平標山）		土樽西から平標山に至る登山道として整備する。	新規
13	佐武流山登山線	起点－長野県下水内郡栄村（檜俣川降下点） 起点－新潟県南魚沼郡湯沢町及び長野県下水内郡栄村（赤倉山・歩道分岐点） 終点－新潟県南魚沼郡湯沢町及び長野県下水内郡栄村（佐武流山山頂）	ワルサ峰、ナラズ山、 西赤沢源頭	檜俣川降下点及び赤倉山から佐武流山山頂へ至る登山道として整備する。	新規
14	三角山登山線	起点－新潟県南魚沼郡湯沢町（浅貝） 終点－新潟県南魚沼郡湯沢町（三角山）		浅貝から三角山に至る登山道として整備する。	新規
15	三坂峠線	起点－新潟県南魚沼郡湯沢町（三国・ちょうちん岩） 終点－新潟県南魚沼郡湯沢町（三坂峠分岐）		ちょうちん岩から三坂峠に至る登山道として整備する。	新規
17	切明野反湖線	起点－長野県下水内郡栄村（切明・国立公園境界） 終点－長野県下水内郡栄村（切明・中津川吊橋） 起点－長野県下水内郡栄村（渋沢ダム） 終点－長野県下水内郡栄村（地藏峠・歩道合流点）		切明から野反湖へ至る登山道として整備する。	新規

次の歩道を次のとおり変更する。

(表 17：道路（歩道）変更表)

現 行					新 規					理由
番号※	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	
	苗場登山線	起点－新潟県十日町市（小松原・国立公園境界） 終点－新潟県南魚沼郡湯沢町（神楽ガ峯）	日蔭山	昭和 27 年 10 月 9 日	1	小松原線	起点－新潟県十日町市（小松原・国立公園境界） 終点－新潟県南魚沼郡湯沢町（顕彰碑・歩道合流点）	日蔭山	小松原から日蔭山を經由し苗場山登山線（八木沢口）道路（歩道）との歩道合流点に至る登山道として整備する。	利用の実態を踏まえ、起終点を整理する。
	中部北陸自然歩道線	起点－新潟県南魚沼市（清水峠・国立公園境界） 終点－新潟県南魚沼市（清水峠・国立公園境界） 起点－新潟県南魚沼郡湯沢町（貝掛温泉） 終点－新潟県南魚沼郡湯沢町（火打峠・歩道合流点）	清水峠、二居峠	平成 7 年 8 月 21 日	2	中部北陸自然歩道線	起点－新潟県南魚沼市（清水峠西・国立公園境界） 終点－新潟県南魚沼市（清水峠東・国立公園境界） 起点－新潟県南魚沼郡湯沢町（貝掛温泉） 終点－新潟県南魚沼郡湯沢町（火打峠・歩道合流点）	清水峠、二居峠	清水峠及び旧三国街道を通る路線として整備する。	利用の実態を踏まえ、起終点を整理する。
	湯桧曽蓬峠線	起点－群馬県利根郡みなかみ町（マチガ沢ノ出合） 終点－新潟県南魚沼郡湯沢町（国立公園境界）	蓬峠	昭和 27 年 10 月 9 日	5	蓬峠線	起点－新潟県南魚沼郡湯沢町（蓬新道・国立公園境界） 終点－新潟県南魚沼郡湯沢町（蓬峠・歩道合流点）		土樽から蓬峠に至る登山道として整備する。	利用の実態を踏まえ、起終点を整理する。
	苗場山登山線	起点－新潟県南魚沼郡湯沢町（八木沢） 終点－新潟県南魚沼郡湯沢町（苗場山頂）	神楽ガ峯	昭和 27 年 10 月 9 日	6	苗場山登山線（八木沢口）	起点－新潟県南魚沼郡湯沢町（祓川登山口） 終点－新潟県南魚沼郡湯沢町（苗場山山頂）	神楽ヶ峰	祓川登山口から神楽ヶ峰を經由し苗場山山頂に至る登山道として整備する。	利用の実態を踏まえ、起点を整理する。
	谷川岳登山線	起点－群馬県利根郡みなかみ町（茂倉岳山頂） 終点－新潟県南魚沼郡湯沢町（国立公園境界）		昭和 27 年 10 月 9 日	7	茂倉岳線	起点－新潟県南魚沼郡湯沢町（茂倉新道・国立公園境界） 終点－新潟県南魚沼郡湯沢町（茂倉岳山頂）		土樽から茂倉岳に至る登山道として整備する。	利用の実態を踏まえ、起終点を整理する。
	上信越自然歩道線	起点－長野県下水内郡栄村（小赤沢上流・国立公園境界） 終点－長野県下水内郡栄村（苗場山西） 起点－新潟県南魚沼郡湯沢町（苗場山南） 終点－新潟県南魚沼郡湯沢町（赤湯温泉） 起点－新潟県南魚沼郡湯沢町		昭和 48 年 2 月 2 日	8	上信越自然歩道線	起点－長野県下水内郡栄村（小赤沢上流・国立公園境界） 終点－新潟県南魚沼郡湯沢町（赤湯温泉） 起点－新潟県南魚沼郡湯沢町（火打峠・歩道合流点） 終点－新潟県南魚沼郡湯沢町（平標山の家・歩道合流点） 起点－新潟県南魚沼郡湯沢町（三国峠）	苗場山山頂	小赤沢上流・国立公園境界から苗場山山頂を經由し赤湯温泉に至る区間、火打峠から平標山の家に至る区間、三国峠から三国峠西に至る区間を上信越自然歩道線として整備する。	利用の実態を踏まえ、起終点を整理する。

現 行					新 規					理由
番号※	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	
		(火打峠) 終点－新潟県南魚沼郡湯沢町 (平標山の家) 起点－新潟県南魚沼郡湯沢町 (三国峠) 終点－新潟県南魚沼郡湯沢町 (三国峠西)					終点－新潟県南魚沼郡湯沢町 (三国峠西)			
	苗場山登山線	起点－新潟県南魚沼郡湯沢町 (元橋) 終点－新潟県南魚沼郡湯沢町 (苗場山頂)	赤湯	昭和 27 年 10 月 9 日	11	苗場山登山線 (元橋口)	起点－新潟県南魚沼郡湯沢町 (元橋) 終点－長野県下水内郡栄村 (龍ノ峰北・歩道合流点)	赤倉山	元橋から赤倉山を經由し 龍ノ峰北に至る登山道と して整備する。	利用の実態を踏まえ、 起終点を整理する。
	苗場登山線	起点－新潟県南魚沼郡湯沢町 (苗場山頂) 終点－長野県下水内郡栄村 (栃川沿)		昭和 27 年 10 月 9 日	16	栃川苗場山線	起点－長野県下水内郡栄村 (栃川沿・国立公園境界) 終点－長野県下水内郡栄村 (坪場・歩道合流点)		栃川沿から坪場・歩道合 流点に至る登山道として 整備する。	利用の実態を踏まえ、 起終点を整理する。

※既設計画番号が不明なため、現行の番号なし

次の歩道を削除する。

(表 18：道路（歩道）削除表)

番号※	路 線 名	区 間	主要経過地	告示年月日	理由
	清津峡線	起点－新潟県十日町市（小出鉱泉） 終点－新潟県南魚沼郡湯沢町（八木沢）	清津峡	昭和 27 年 10 月 9 日	公園利用上の必要性に乏しく、今後公園事業として整備する見込みもないため。
	名称不明	起点－群馬県利根郡みなかみ町 終点－新潟県南魚沼市（国立公園境界）	清水峠	昭和 27 年 10 月 9 日	既存の公園計画と重複区間があるため。
	名称不明	起点－新潟県南魚沼郡湯沢町（高津倉山肩） 終点－新潟県南魚沼郡湯沢町（清津峡）		昭和 27 年 10 月 9 日	公園利用上の必要性に乏しく、今後公園事業として整備する見込みもないため。
	名称不明	起点－新潟県南魚沼郡湯沢町（国立公園境界） 終点－新潟県南魚沼郡湯沢町（毛渡乗越）		昭和 27 年 10 月 9 日	公園利用上の必要性に乏しく、今後公園事業として整備する見込みもないため。

※既設計画番号が不明なため、削除番号なし

※名称不明の計画は路線が不明なため、変更図への記載はなし

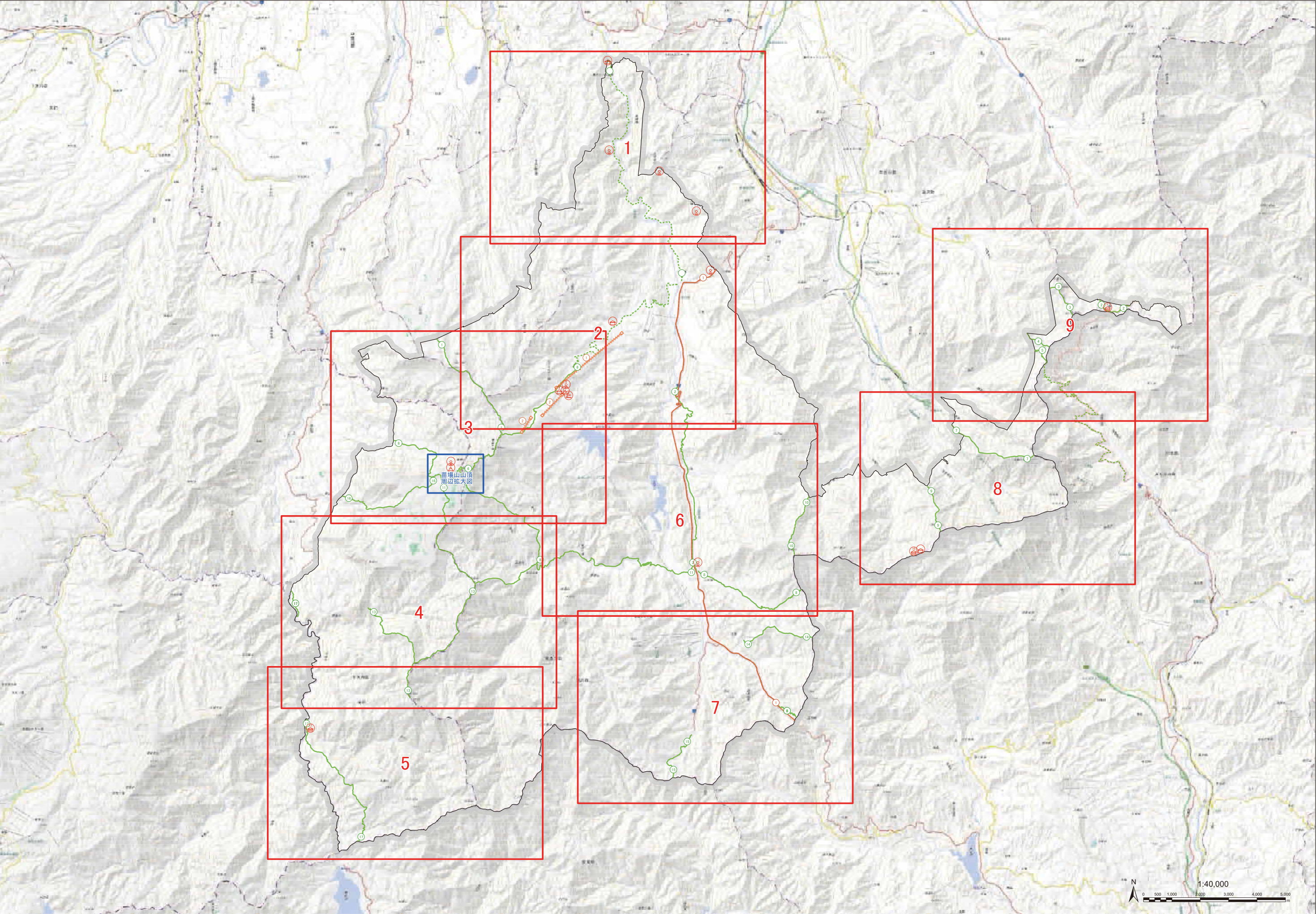
(ウ) 運輸施設

次の運輸施設を追加する。

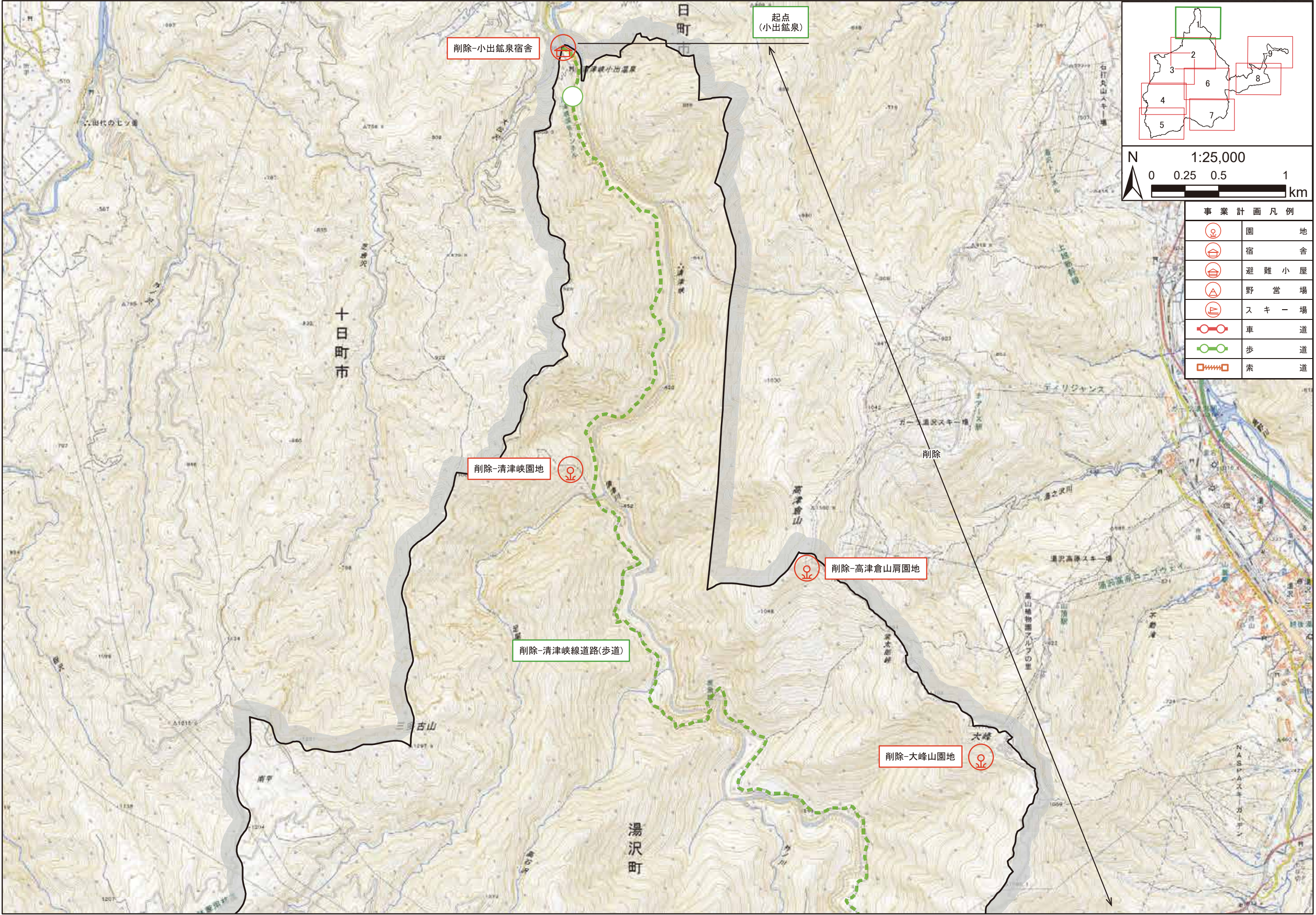
(表 19 : 運輸施設追加表)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主 要 経過地	整備方針	告示年月日
1	かぐら・ みつまた 線	索道運 送施設	起点－新潟県南魚沼郡湯沢町（向山） 終点－新潟県南魚沼郡湯沢町（祓川登山口）		向山から祓川登山口へ至る索道運送施設 （ゴンドラ）として整備する。	新規
2	かぐら線	索道運 送施設	起点－新潟県南魚沼郡湯沢町（祓川登山口） 終点－新潟県南魚沼郡湯沢町（下ノ芝） 起点－新潟県南魚沼郡湯沢町（下ノ芝） 終点－新潟県南魚沼郡湯沢町（中ノ芝）		祓川登山口から中ノ芝へ至る夏山リフト として整備する。	新規

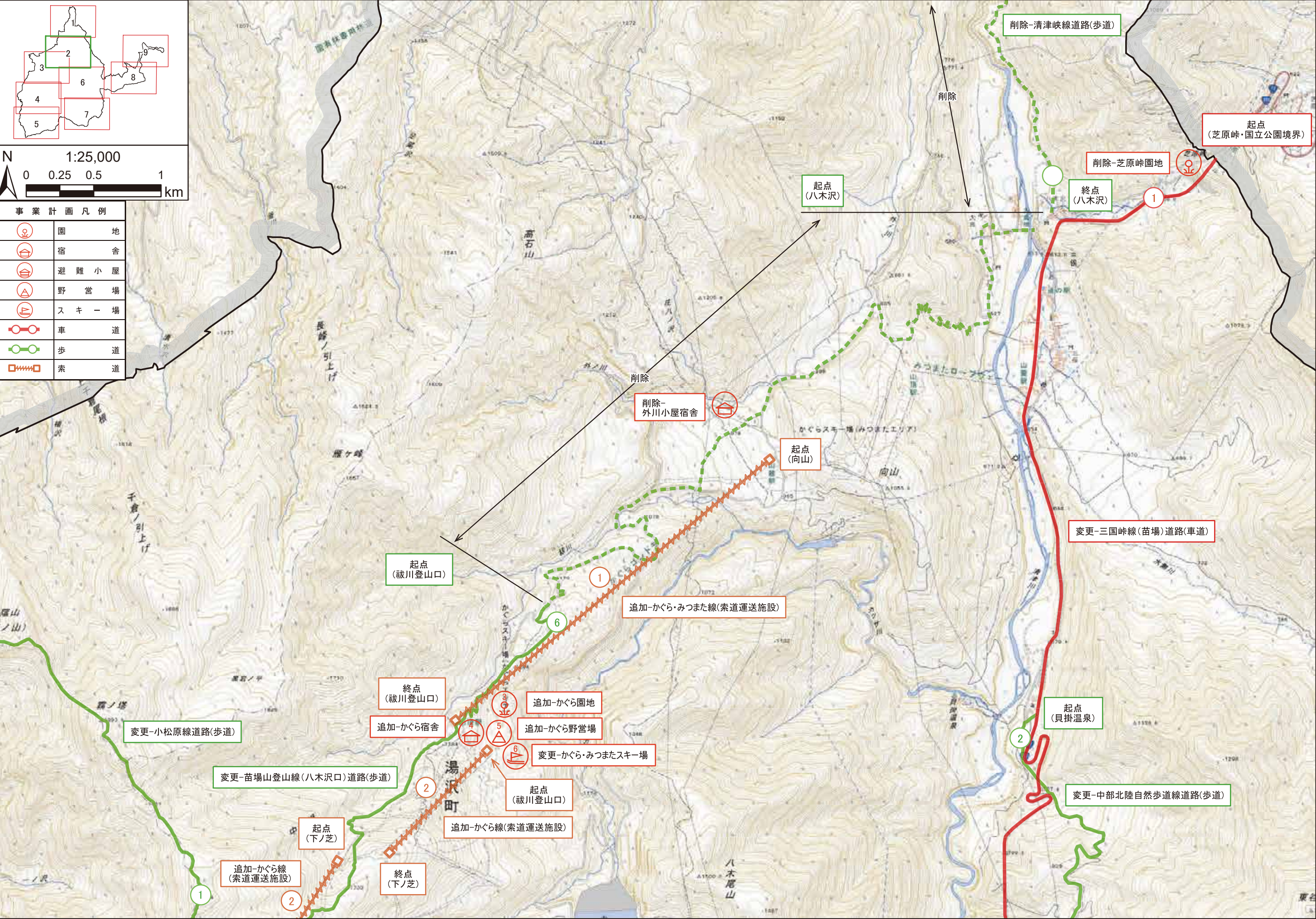
上信越高原国立公園(苗場地域) 利用施設計画変更図 位置図



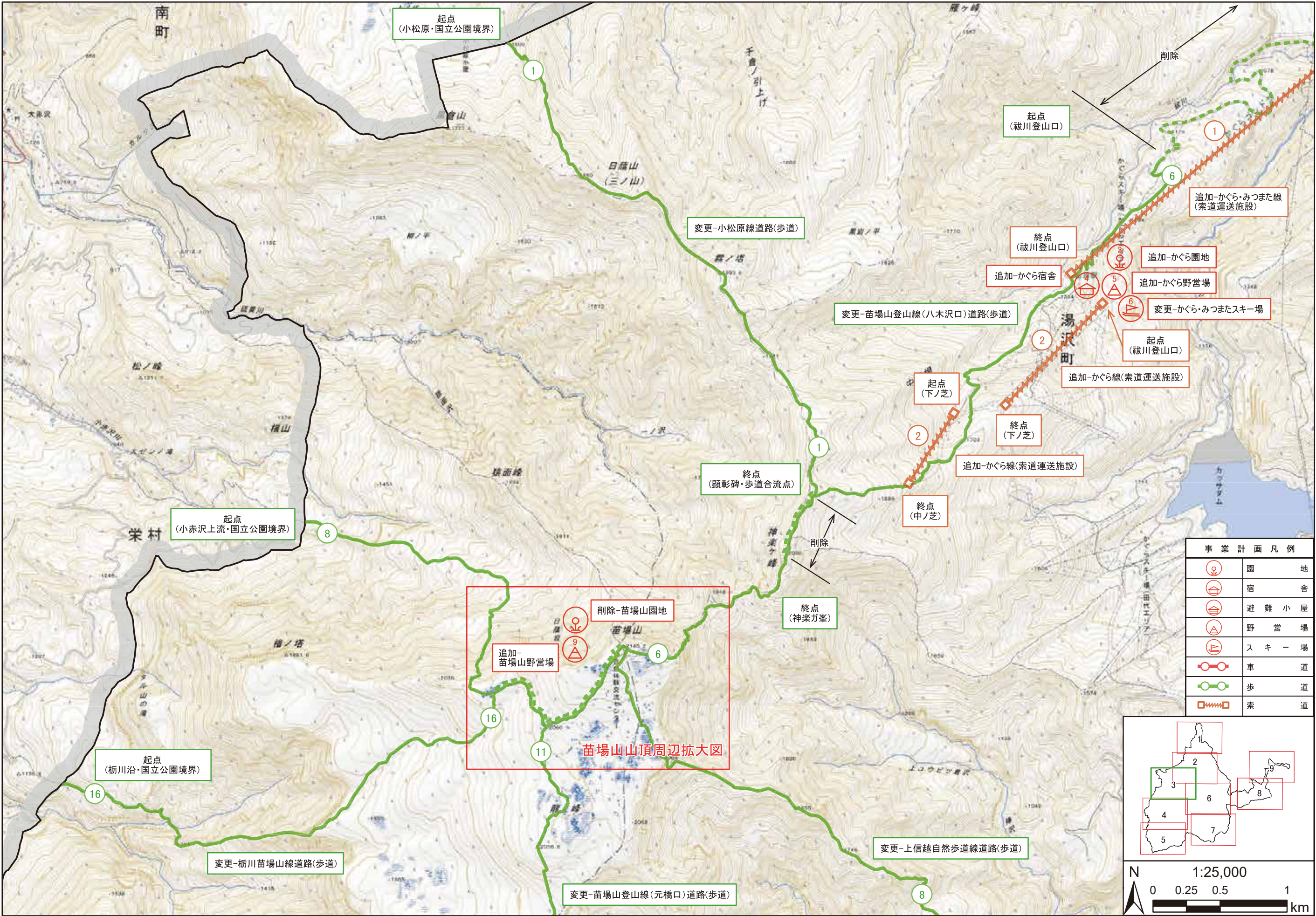
上信越高原国立公園(苗場地域) 利用施設計画変更図1



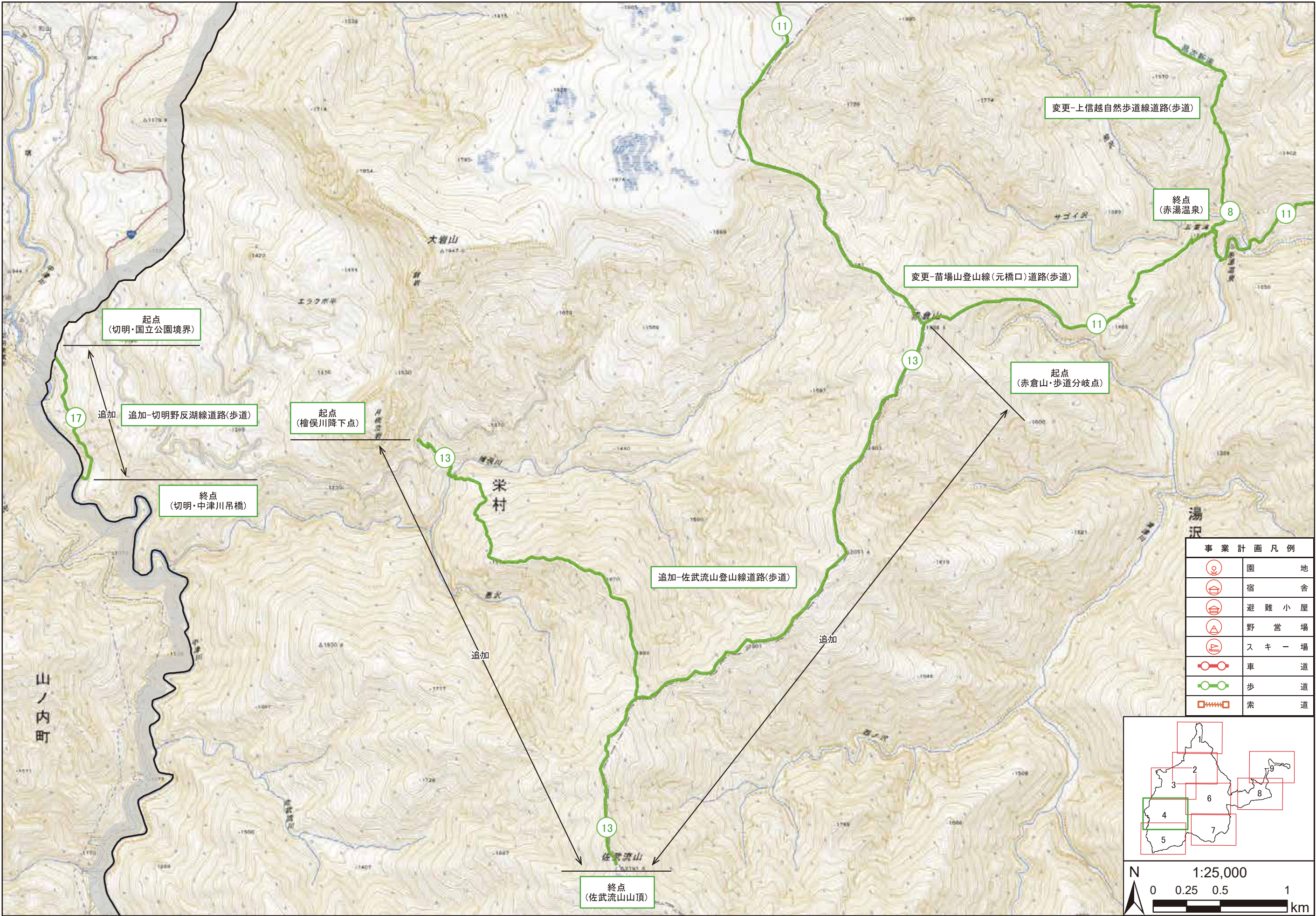
上信越高原国立公園(苗場地域) 利用施設計画変更図2



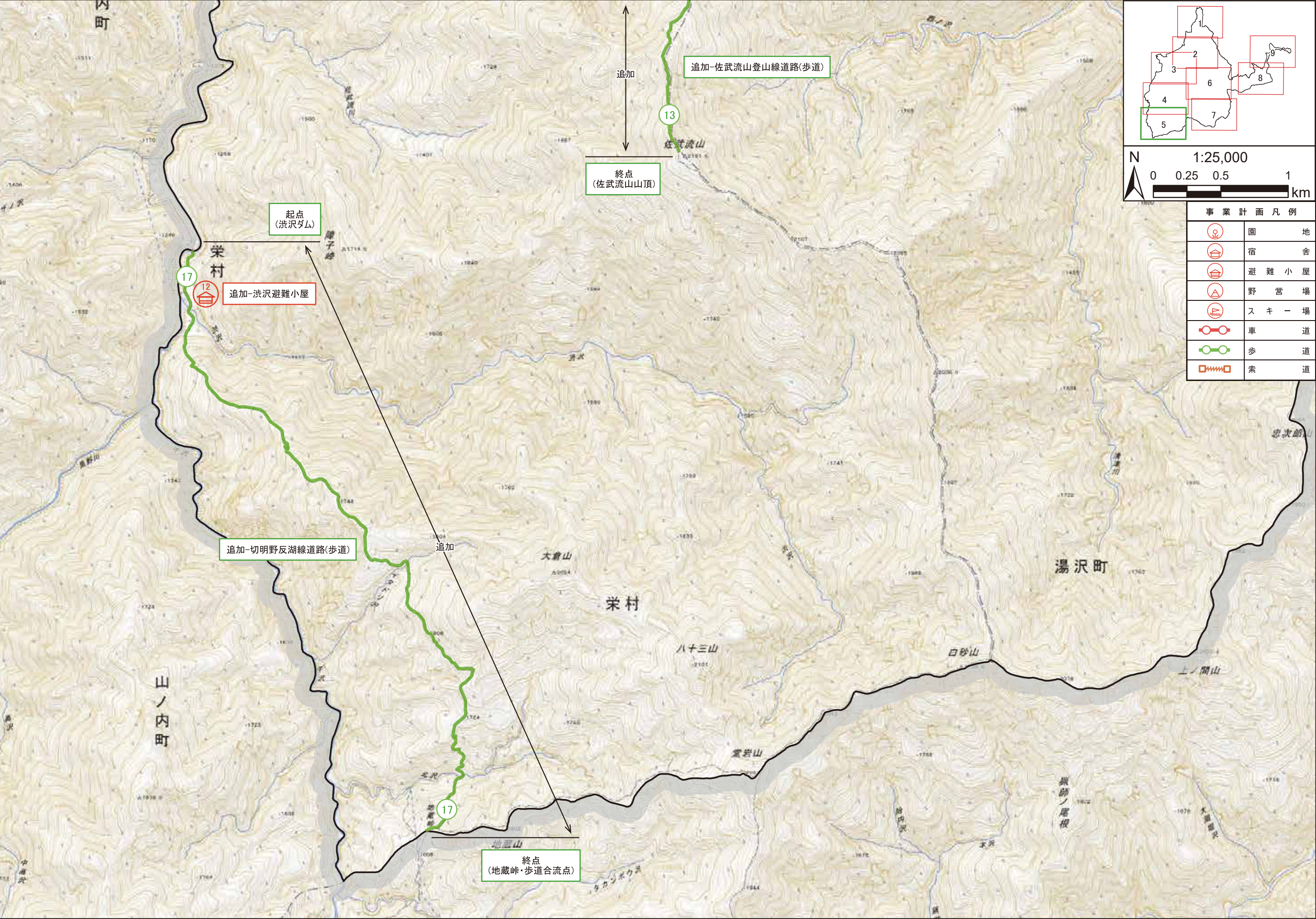
上信越高原国立公園(苗場地域) 利用施設計画変更図3



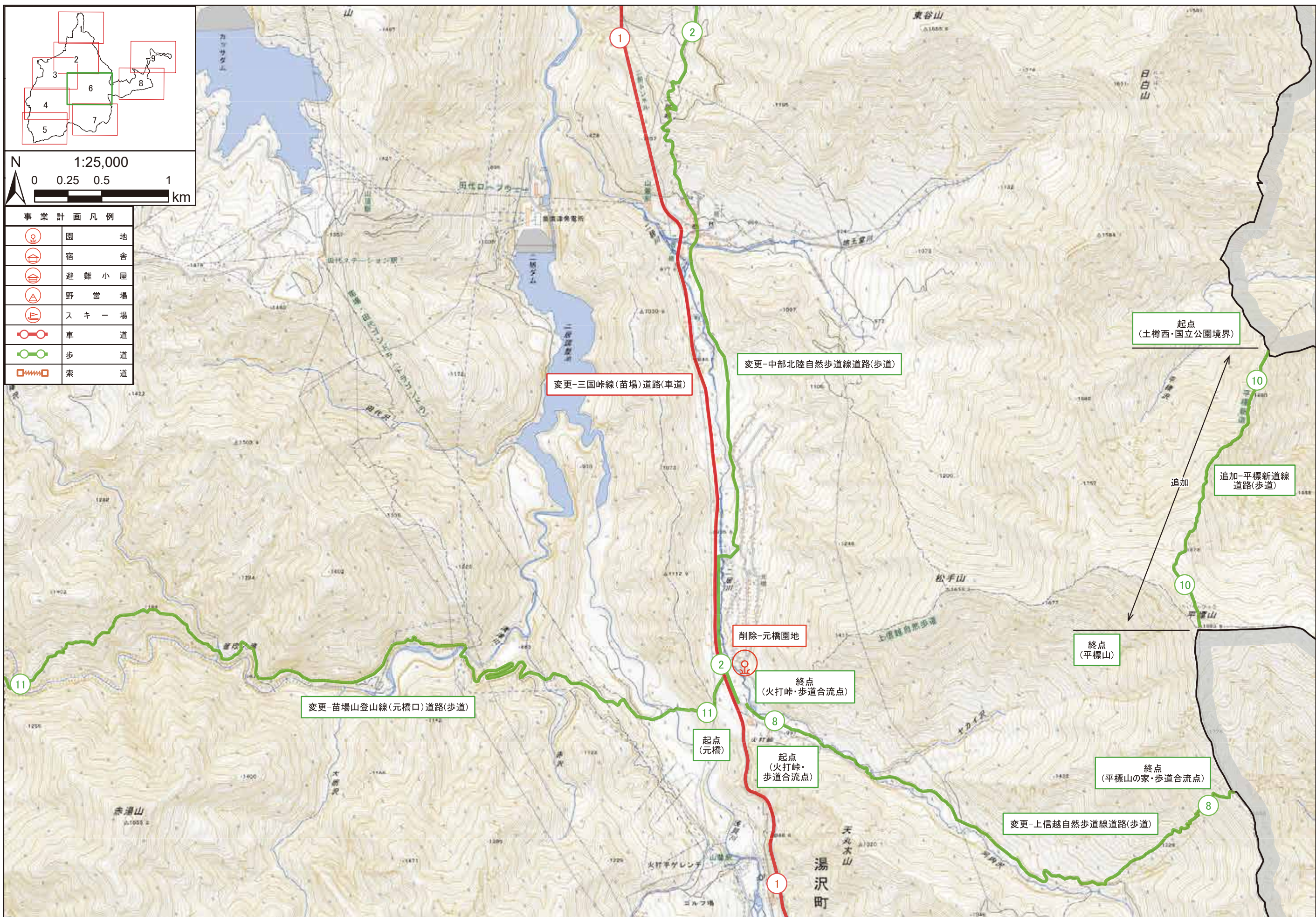
上信越高原国立公園(苗場地域) 利用施設計画変更図4



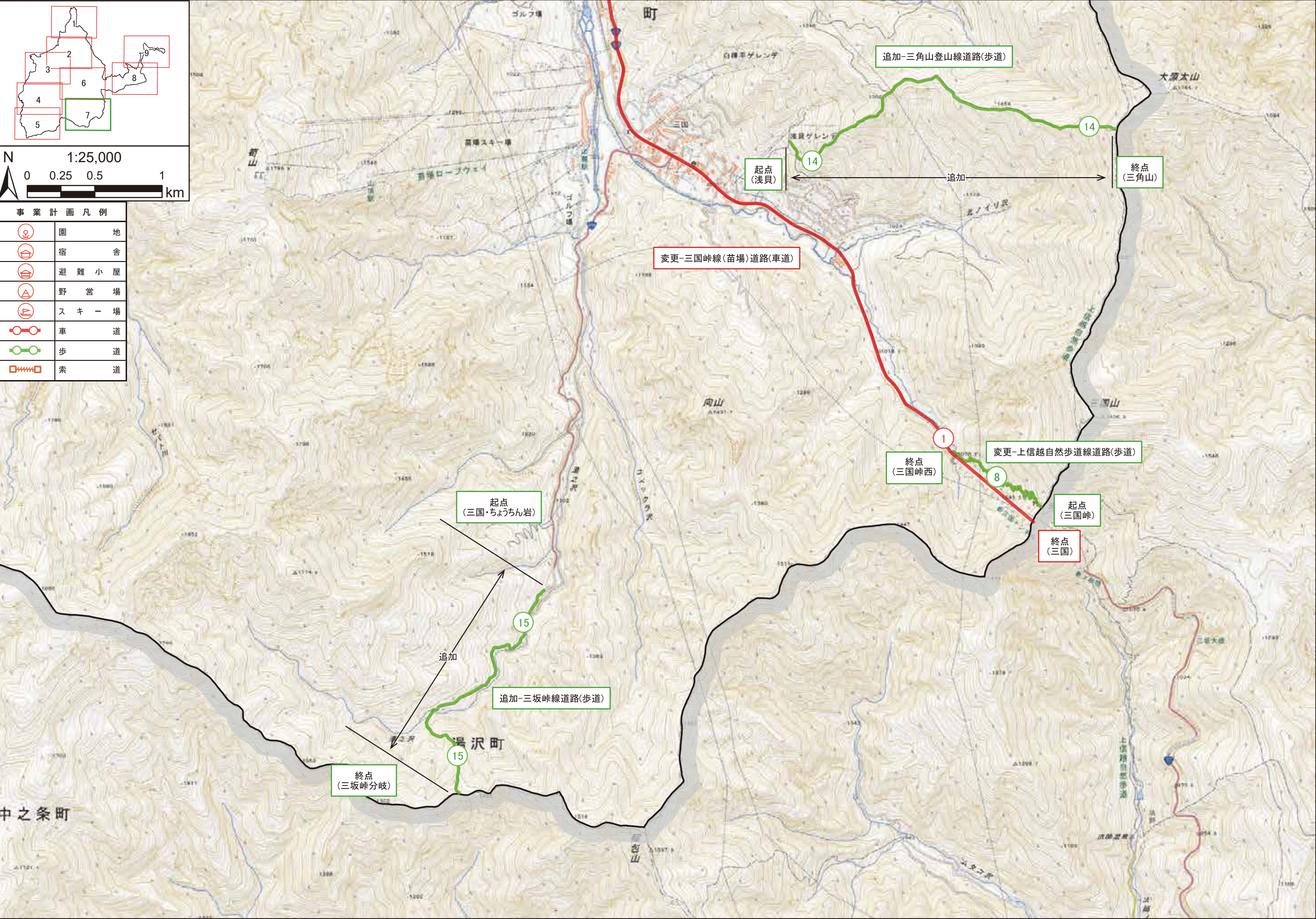
上信越高原国立公園（苗場地域）利用施設計画変更図5



上信越高原国立公園(苗場地域)利用施設計画変更図6



上信越高原国立公園(苗場地域) 利用施設計画変更図7

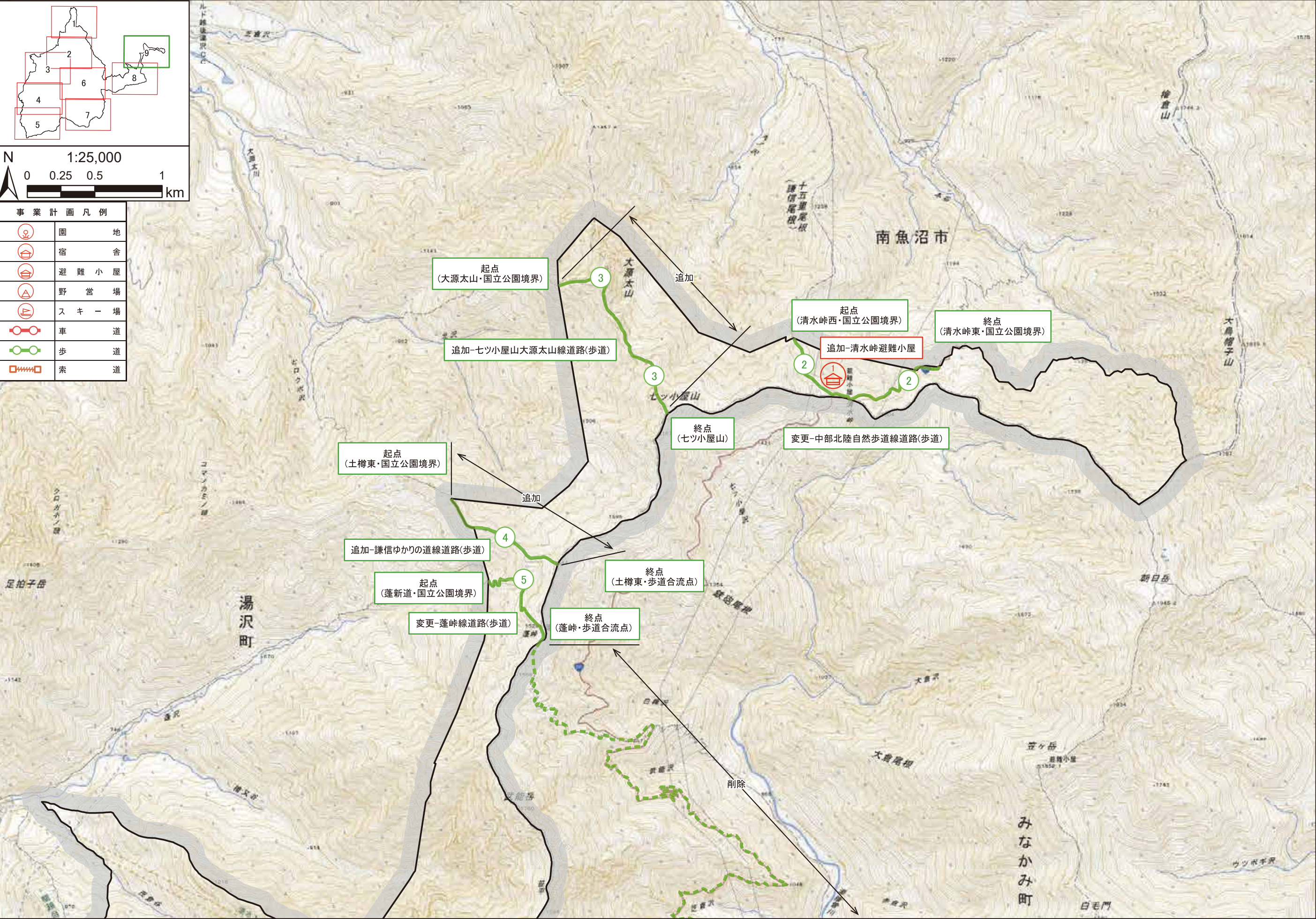


事業計画凡例

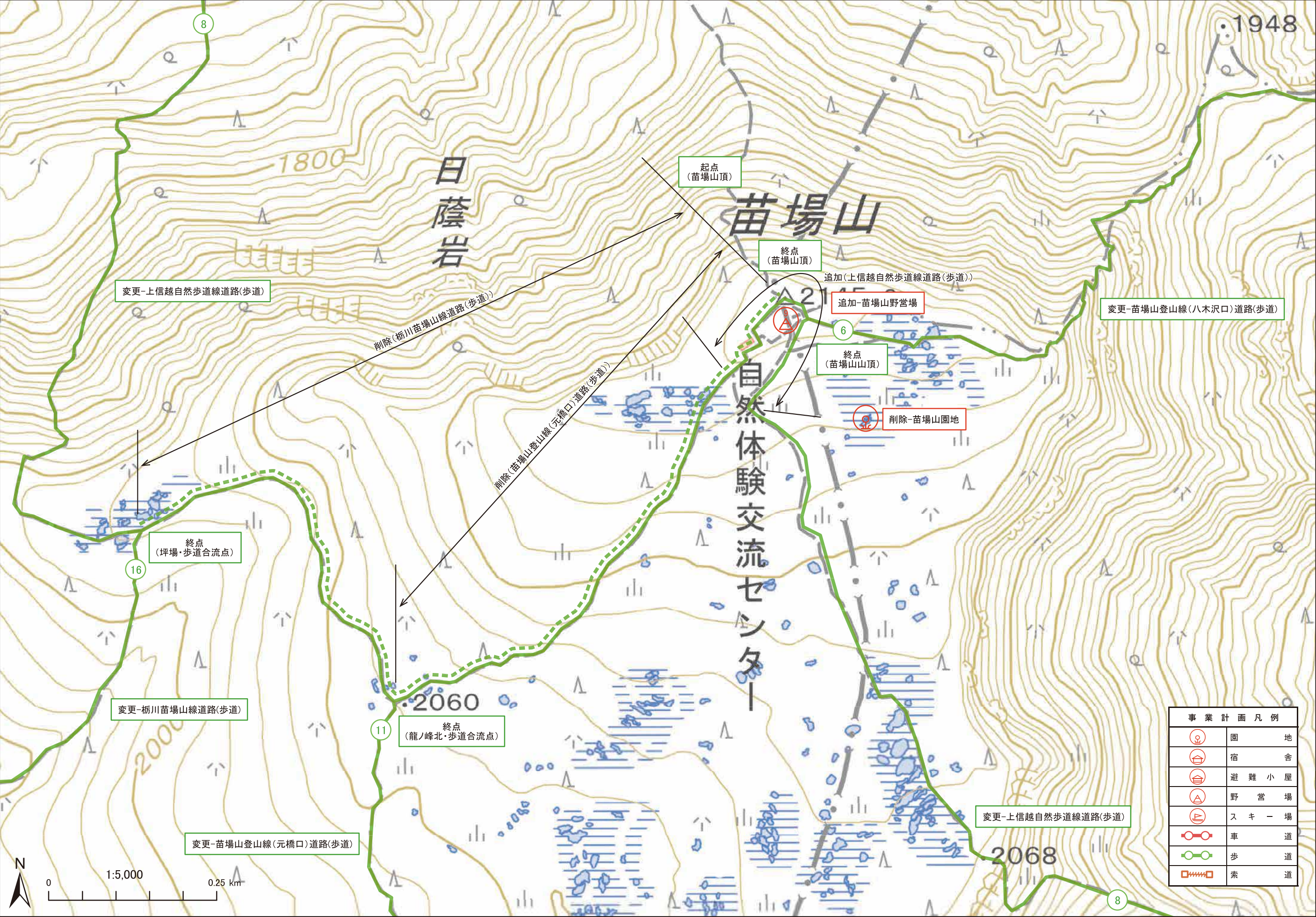
(○)	国	地
(○)	宿	舎
(○)	避	難 小 屋
(△)	野	営 場
(○)	ス	キ ー 場
(—○—○—)	車	道
(—●—●—)	歩	道
(□=□)	索	道

N 1:25,000
0 0.25 0.5 1 km

上信越高原国立公園(苗場地域) 利用施設計画変更図9



上信越高原国立公園(苗場地域) 苗場山山頂周辺 拡大図



5 参考事項

参考事項を次のとおり変更する。

(表 20：参考事項変更表)

変更前	変更後
ア 公園区域 昭和 24 年 9 月 7 日 上信越高原国立公園の区域の指定 (厚生省告示第 183 号)	(1) 過去の経緯 ア 公園区域 昭和 24 年 9 月 7 日 上信越高原国立公園の区域の指定 (厚生省告示第 183 号) 昭和 31 年 7 月 10 日 妙高・戸隠地域編入に伴う拡張 (厚生省告示第 177 号) 平成 27 年 3 月 27 日 妙高・戸隠地域の分離・独立に伴う縮小 (環境省告示第 34 号)
イ 保護規制計画 昭和 27 年 10 月 28 日 特別地域の指定	イ 保護規制計画 昭和 27 年 10 月 28 日 特別地域の指定 昭和 38 年 10 月 10 日 特別地域の指定 昭和 44 年 1 月 10 日 特別保護地区の指定
ウ 利用計画 昭和 27 年 10 月 9 日 集団施設地区の追加 利用計画の決定 (追加：園地 3、宿舎 7、野営場 3、車道 3、歩道 6)	ウ 利用計画 (苗場地域に限る) 昭和 27 年 10 月 9 日 利用計画の決定 (追加：園地 4、宿舎 5、車道 1、歩道 11) 昭和 29 年 12 月 20 日 利用計画の決定 (追加：宿舎 1) 昭和 37 年 12 月 7 日 利用計画の決定 (追加：宿舎 1) 昭和 38 年 11 月 29 日 利用計画の決定 (追加：園地 1) 昭和 39 年 11 月 11 日 利用計画の決定 (追加：避難小屋 1) 昭和 44 年 2 月 28 日 利用計画の決定 (追加：スキー場 1) 昭和 48 年 2 月 2 日 利用計画の決定 (追加：園地 1、歩道 1)

変更前	変更後
	平成7年8月21日 令和6年8月8日 利用計画の決定（追加：歩道1） 利用計画の決定（追加：園地1、野営場2、 宿舎1、避難小屋3、歩道8、運輸施設2） （削除：園地6、宿舎3、歩道4） （変更：スキー場1、車道1、歩道8）